

議案第7号

つくばみらい市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

つくばみらい市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年つくばみらい市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 

提案理由

介護保険法施行規則の一部が改正され、主任介護支援専門員の定義が明確化されたことに伴い、同様の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年つくばみらい市条例第5号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は,原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は,原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>